

(様式1)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 総括表

課等名 水産海浜課

No.	法令名	根拠条項	許認可等の内容	基準	期間
01	小田原漁港交流促進施設条例	8-1	施設の使用許可	○	○
02	(同上)	9-1	施設の使用許可の更新	○	○
03	(同上)	8-1 9-3	施設の使用の変更の許可	○	○
04	(同上)	16	特別の設備の承認	○	○

(様式2 表面)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

		課等名 <u>水産海浜課</u>	No. 01
許認可等の内容		施設の使用許可	
根拠法令及び条項		小田原漁港交流促進施設条例第8条第1項	
審 査 基 準	関係条項		
	基準 (未設定の場合はその理由)	別紙のとおり	
	参考事項		
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 (平成 年 月 日最終変更)	
標 準 処 理 期 間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数15日 (休日は含まない。)	
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 (平成 年 月 日最終変更)	

(様式2裏面)

審 査 基 準	基 準	
------------------	-----	--

小田原漁港交流促進施設条例施設の使用許可の申請に対する処分の審査基準

1 共通事項

[ 水産物等販売施設、飲食物提供施設、イベント広場、多目的室 ]

(1) 次のいずれかに該当すると認めるときは、その使用を許可しないことができる。

- ア 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。
- イ 施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- ウ その使用が交流促進施設の設置目的に反すると認めるとき。
- エ アからウまでに掲げるもののほか、交流促進施設の管理上支障があると認めるとき。

(2) (1) アからエまでに該当する場合を例示すると次のとおり

- ア 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。
  - (ア) 青少年の健全な育成を阻害するおそれのあるとき。
  - (イ) 騒音、異臭など周辺に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。
  - (ウ) 各種要求大会、決起大会等闘争の場になるおそれがあると認められるとき。
  - (エ) 指定暴力団等その団体の構成員が集団的に、又は常習的に暴力不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体が使用しようとするとき。
  - (オ) その団体の構成員が集団的に、又は常習的に反社会的な行動をとることを助長するおそれがある団体が使用しようとするとき。

イ 施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。

- (ア) 当該使用により建物や付帯設備を毀損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

ウ その使用が交流促進施設の設置目的に反すると認めるとき。

- (ア) その使用が交流促進施設の設置目的に反すると認めるとき。

エ アからウまでに掲げるもののほか、交流促進施設の管理上支障があると認めるとき。

- (ア) 多目的室を1月に7日以上使用しようとするとき。
- (イ) 施設の定員を超える使用のとき。
- (ウ) 使用許可申請に虚偽があると認められるとき。
- (エ) 使用許可条件に従わないとき。
- (オ) 特定の個人又は団体の冠婚葬祭のために使用するとき。
- (カ) その他、交流促進施設の管理上支障があると指定管理者が認めるとき。

## 2 特記事項

### [ 水産物等販売施設、飲食物提供施設 ]

- (1) 使用許可の申請をしようとする者は、次に掲げる要件を満たす者でなければならない。
- ア 申請する施設で販売する水産物等の販売品や提供する飲食物について、商品・材料等の全部又は一部に小田原地域で漁獲・栽培等されたものを取り扱うこと。
  - イ 申請する業態に係る製造や販売に必要な食品衛生法等の各関係諸法令に基づく全ての許可及び免許を有すること、又は、施設の使用開始までに取得する見込みがあること。
  - ウ 販売・飲食等に従事した実績があること。
  - エ 市税、県税及び国税を滞納していないこと。
- (2) 使用許可申請が競願となった場合は、次に掲げる要件にて優先順位を審査する。
- ア 小田原市内に本社又は本社同等機能を有していること。
  - イ 申請する施設で販売する水産物等の販売品や提供する飲食物に、小田原地域で漁獲・栽培等されたものを商品・材料等として取り扱い、小田原地域特産品等のPRや魅力向上に繋がるものであること。
  - ウ 小田原市の雇用の活性化に繋がるように、新規に雇用する従業員等については、本市に居住している者から極力採用すること。
  - エ 経営状況が健全で、安定的に継続することができると見込めること。
  - オ 既に得た使用許可の更新であること。
- (3) その他
- ア (1) 及び(2)の基準の定めによることが適当でない合理的な事情又は理由がある場合はこの限りでない。
  - イ (1) 及び(2)の基準は、使用許可の更新に準用する。

(様式2 表面)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

		課等名 <u>水産海浜課</u>	No. 02
許認可等の内容		施設の使用許可の更新	
根拠法令及び条項		小田原漁港交流促進施設条例第9条	
審 査 基 準	関係条項		
	基準 (未設定の場合はその理由)	別紙のとおり	
	参考事項		
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 (平成 年 月 日最終変更)	
標 準 処 理 期 間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数15日 (休日は含まない。)	
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 (平成 年 月 日最終変更)	

(様式2裏面)

審 査 基 準	基 準	
------------------	-----	--

小田原漁港交流促進施設条例施設の使用許可の申請に対する処分の審査基準

1 共通事項

[ 水産物等販売施設、飲食物提供施設、イベント広場、多目的室 ]

(1) 次のいずれかに該当すると認めるときは、その使用を許可しないことができる。

- ア 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。
- イ 施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- ウ その使用が交流促進施設の設置目的に反すると認めるとき。
- エ アからウまでに掲げるもののほか、交流促進施設の管理上支障があると認めるとき。

(2) (1) アからエまでに該当する場合を例示すると次のとおり

- ア 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。
  - (ア) 青少年の健全な育成を阻害するおそれのあるとき。
  - (イ) 騒音、異臭など周辺に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。
  - (ウ) 各種要求大会、決起大会等闘争の場になるおそれがあると認められるとき。
  - (エ) 指定暴力団等その団体の構成員が集団的に、又は常習的に暴力不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体が使用しようとするとき。
  - (オ) その団体の構成員が集団的に、又は常習的に反社会的な行動をとることを助長するおそれがある団体が使用しようとするとき。

イ 施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。

- (ア) 当該使用により建物や付帯設備を毀損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

ウ その使用が交流促進施設の設置目的に反すると認めるとき。

- (ア) その使用が交流促進施設の設置目的に反すると認めるとき。

エ アからウまでに掲げるもののほか、交流促進施設の管理上支障があると認めるとき。

- (ア) 多目的室を1月に7日以上使用しようとするとき。
- (イ) 施設の定員を超える使用のとき。
- (ウ) 使用許可申請に虚偽があると認められるとき。
- (エ) 使用許可条件に従わないとき。
- (オ) 特定の個人又は団体の冠婚葬祭のために使用するとき。
- (カ) その他、交流促進施設の管理上支障があると指定管理者が認めるとき。



## 2 特記事項

### [ 水産物等販売施設、飲食物提供施設 ]

- (1) 使用許可の申請をしようとする者は、次に掲げる要件を満たす者でなければならない。
- ア 申請する施設で販売する水産物等の販売品や提供する飲食物について、商品・材料等の全部又は一部に小田原地域で漁獲・栽培等されたものを取り扱うこと。
  - イ 申請する業態に係る製造や販売に必要な食品衛生法等の各関係諸法令に基づく全ての許可及び免許を有すること、又は、施設の使用開始までに取得する見込みがあること。
  - ウ 販売・飲食等に従事した実績があること。
  - エ 市税、県税及び国税を滞納していないこと。
- (2) 使用許可申請が競願となった場合は、次に掲げる要件にて優先順位を審査する。
- ア 小田原市内に本社又は本社同等機能を有していること。
  - イ 申請する施設で販売する水産物等の販売品や提供する飲食物に、小田原地域で漁獲・栽培等されたものを商品・材料等として取り扱い、小田原地域特産品等のPRや魅力向上に繋がるものであること。
  - ウ 小田原市の雇用の活性化に繋がるように、新規に雇用する従業員等については、本市に居住している者から極力採用すること。
  - エ 経営状況が健全で、安定的に継続することができると見込めること。
  - オ 既に得た使用許可の更新であること。
- (3) その他
- ア (1) 及び(2)の基準の定めによることが適当でない合理的な事情又は理由がある場合はこの限りでない。
  - イ (1) 及び(2)の基準は、使用許可の更新に準用する。

(様式2 表面)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

		課等名 <u>水産海浜課</u>	No. 03
許認可等の内容		施設の使用の変更の許可	
根拠法令及び条項		小田原漁港交流促進施設条例第8条第1項、第9条第3項	
審 査 基 準	関係条項		
	基準 (未設定の場合はその理由)	指定管理者は、使用の変更の申請があったときは、他の使用者の使用に支障が生じない場合に限り、許可することができる。	
	参考事項		
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 (平成 年 月 日最終変更)	
標 準 処 理 期 間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数15日 (休日は含まない。)	
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 (平成 年 月 日最終変更)	

(様式2裏面)

審 査 基 準	基 準	
------------------	--------	--

(様式2 表面)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

		課等名 <u>水産海浜課</u>	No. 04
許認可等の内容		特別の設備の承認	
根拠法令及び条項		小田原漁港交流促進施設条例第16条	
審 査 基 準	関係条項		
	基準 (未設定の場合はその理由)	1 使用者は、使用する施設に特別の設備をしようとするときは、指定管理者の承認を受けなければならない。 2 上記に該当する場合を例示すると裏面のとおり。	
	参考事項		
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 (平成 年 月 日最終変更)	
標 準 処 理 期 間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数15日 (休日は含まない。)	
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 (平成 年 月 日最終変更)	

(様式2裏面)

審 査 基 準	基 準	<p>承認の対象となるものは、指定管理者がする以外の施設・設備等全部で、次の条件を全て満たすこと。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 原状回復が可能であること。</li><li>(2) 施設や設備を毀損し、又は滅失させるおそれがないこと。</li><li>(3) 施設の保守管理等に支障がないこと。</li><li>(4) 当該設備の運搬・設置に当たり、他の利用者の支障にならないこと。</li></ol>
------------------	-----	--